

## 「なでしこ工事チーム」登録要領

一般社団法人 日本建設業連合会  
平成26年8月5日制定

### (目的)

第1条 この要領は、「なでしこ工事チーム」の登録等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (「なでしこ工事チーム」の要件)

第2条 会員会社の工事現場において、女性技術者および女性技能者が多数施工に従事している、または中心となって施工を担っていること。

※女性技能労働者から女性技能者へと表現を改めました(平成26年10月1日)

### (登録の申請)

第3条 会員会社は、別紙に示す申請書および送り状に必要な事項を記載し、本会事務局へ登録の申請をすることができる。

### (申請の受理)

第4条 本会事務局は、申請書の内容を確認し、受理する。

### (登録)

第5条 本会事務局は、受理後、申請者に対して登録証を発行する。

### (登録の公開)

第6条 本会事務局は、登録後、「なでしこ工事チーム」の概要を当会ホームページに掲載する。

### (登録等の事務)

第7条 この要領に定めるもののほか、本制度の登録等に関する事務は、本会事務局が処理する。